

証券コード 7691  
(発送日) 2025年8月7日

株主各位

東京都港区南青山七丁目1番5号  
C Channel株式会社  
代表取締役社長 森川 亮

### 第11回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会継続会（以下「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本継続会の招集に際しましては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト：<https://www.corp.cchan.tv/>



（メニューより「IR INFORMATION」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

なお、本継続会は、2025年6月20日開催の第11回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は第11回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

敬具

#### 記

- |                |   |
|----------------|---|
| 1 日 時          | 2025年8月22日（金曜日） 午後3時                        |
| 2 場 所          | 東京都港区南青山七丁目1番5号 コラム南青山7階<br>当社本店オフィス        |
| 3 目的事項<br>報告事項 | 第11期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |

以上

※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合には、上記の当社ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

## 第11回定時株主総会継続会の開催について

当社は、2025年6月20日開催の第11回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、報告事項「第11期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件」（以下「本報告事項」といいます。）を株主の皆様にご報告することができませんでした。

2025年5月28日付開示資料「第11回定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、第11期決算関連手続の過程において、一部の重要な財務的事項に関し、当社と外部関係先との間での確認・調整を要する事項が含まれていたことから、決算関連手続の完了に時間を要しておりました。

このため、当社は本総会において、本報告事項を目的事項として本継続会を開催させていただくこと、並びに本継続会の日時及び場所の決定を取締役に ご一任いただくことに関しまして、ご来場の株主の皆様にお諮りし、ご承認をいただいております。

このたび、上記当社と外部関係先との間での確認・調整が完了し、一連の決算関連手続が完了したことから、本継続会の開催をご通知申し上げる次第です。

株主の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化やインバウンド需要の増加などにより景気は緩やかな回復基調で推移しているものの、世界的な情勢不安による価格上昇や各国の金融政策による金利上昇などにより、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

また、当社が所属しておりますインターネット広告市場は、前年比109.6%の3兆6,517億円（株式会社電通「2024年 日本の広告費」）となり、継続的に成長を続けております。

このような経営環境のもと、当社は「誰もが自分らしく輝ける機会を創る」というビジョンのもと「メディア事業」及び「海外事業」の2つの基幹事業の成長継続、収益構造の改善などに取り組んでまいりました。その中で、既存サービスに加え、企業とインフルエンサーを結びつける「Lemon Square」のサービス展開を拡大させることで、さらなる成長に注力してまいりました。

また、当社は、2024年6月12日に株式会社マキシムの全株式を売却したことに伴い、アジアのインフルエンサー領域の事業に選択と集中を行い成長してまいります。

当事業年度の売上高につきましては、1,684,299千円（前事業年度比7.9%増）、営業損失は54,093千円（前事業年度は営業損失178,125千円）、経常損失は79,026千円（前事業年度は経常損失188,877千円）、当期純利益75,183千円（前事業年度は当期純損失234,033千円）となりました。

#### 事業別売上高

事業区分	第10期 (2024年3月期) (前事業年度)		第11期 (2025年3月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
メディア事業	1,328,238千円	85.1%	1,450,020千円	86.1%	121,781千円	9.2%
海外事業	232,048	14.9	234,279	13.9	2,231	1.0
合計	1,560,286	100.0	1,684,299	100.0	124,013	7.9

#### ② 設備投資の状況

該当事項はありません。

- ③ 資金調達の状況  
当事業年度の資金調達の状況について、社債の発行により48百万円を調達しております。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2022年3月期)	第 9 期 (2023年3月期)	第 10 期 (2024年3月期)	第 11 期 (当事業年度) (2025年3月期)
売 上 高 (千円)	1,269,423	1,710,009	1,560,286	1,684,299
経 常 損 失 (△) (千円)	△239,912	△234,780	△188,877	△79,026
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△787,110	△903,874	△234,033	75,183
1株当たり当期純利益又は 当 期 純 損 失 (△) (円)	△27.40	△31.47	△8.15	2.62
総 資 産 (千円)	1,748,149	1,062,316	908,035	878,606
純 資 産 (千円)	1,236,839	291,264	52,981	124,414
1株当たり純資産額 (円)	41.16	9.69	1.54	4.16

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA	23.5億ルピア	59.5	インドネシアにおける当社事業の展開
上海露倩網絡信息有限公司	830,000USドル	100.0	中国におけるeコマース事業及び広告事業の展開

(注) 株式会社マキムにつきましては、2024年6月12日付で全株式を売却したため、重要な子会社から除外しております。

### (4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

#### ① 知名度の向上

当社は、当社が運営する『C CHANNEL』『Lemon Square』の飛躍的な成長にとって、知名度の向上が必要であると考えております。当社では、今後効率的かつ積極的な広報活動を推進することにより、サービス並びに当社自体の認知度向上を継続的に目指していく方針です。

#### ② 海外事業展開

当社は第3期にPT CCHANNEL MEDIA INDONESIAを買収し、第4期に中国に現地法人を立ち上げました。当社の成長を加速させる上で、海外における事業展開は必須であり、今後日本でのノウハウを生かしながらも、中国では越境EC、インドネシアでは『Lemon Square』を中心に、現地の環境、文化、ニーズに柔軟に対応して発展させ、海外におけるC CHANNEL事業の成功モデルを確立していくことが課題であります。

#### ③ システムセキュリティ管理体制

当社の展開する事業は、アプリケーションやウェブサイトに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であります。今後も市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

#### ④ 投稿審査体制の整備・強化

当社は、独自のガイドラインに則って自社制作の動画やクリッパーが投稿する動画の審査を行い、審査に通った動画のみを掲載しております。また、一般ユーザが投稿した動画につきましては、掲載後に審査を行い、内容やコメント等に問題があれば、適宜削除を実施しております。今後も中立な立場でユーザにとってより有意義な情報を提供し続けられるよう投稿審査体制の整備、強化、見直しを行っていく方針であります。

#### ⑤ 経営基盤の強化

環境変化へ迅速に対応するために、権限と責任を明確化した経営が重要であると認識しております。最適な組織体制により、経営の効率化・迅速化を図ってまいります。また、今後当社グループの事業がグローバルに拡大していく中で、グループを横断した内部統制の整備、向上が必要不可欠と考えております。コーポレート・ガバナンスにも積極的に取り組むことで強固な経営基盤の構築を進めてまいります。

#### ⑥ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、当事業年度まで継続して営業損失、経常損失、マイナスの営業キャッシュ・フローを計上しております。また、当事業年度末において、2025年10月末に返済期限を迎える借入金の返済に必要な資金を有しておりません。そのため継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

それに対し、当社は、以下に示す課題に的確に対処することにより、安定的な財務基盤を確立し、当該事象又は状況が早期に解消されるよう取り組んでまいります。これらの対応策を状況に応じて適切に推進していくことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

##### ・資金調達や資金繰りの安定化

当社は、2025年10月末に償還期を迎える借入金について、その返済原資に懸念がありましたが、当該借入金の貸付元である取引金融機関より、償還資金と同額の融資に関する提案を受領いたしました。2025年8月4日に開催された臨時取締役会においては、当該融資提案を受け入れる方針が決議されており、今後の手続等を経て融資が実行される見込みです。そのため、本事業報告書の作成時点において、2025年10月末に返済期を迎える借入金の返済の履行の困難性に起因した継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況は解消しております。

- ・基盤収益事業の強化による売上維持・拡大

『広告サービス』『インフルエンサーマーケティングサービス』において、売上高は安定的に推移しております。そのため、当社は、当該事業をさらに強化していくことで、安定した収益獲得を目指してまいります。具体的には、C Channelグループは、これまで得意としてきた動画メディアからSNS並びにインフルエンサー等を活用した女性向けマーケティングに加え、クライアントの皆様にとってインフルエンサーマーケティングのソリューションとなる「Lemon Square」を中核事業に据え、新たな時代におけるトッププラットフォーマーを目指しております。

- ・積極的投資事業における選択と集中による事業の選別と早期収益化の実現

積極的投資事業については、当社とのシナジーが期待できない事業や収益化が困難と判断した事業については適時適切に処分することを検討してまいります。また、早期収益化の実現のため、当社の事業とシナジーのある他社と積極的に業務提携を締結すること等を通じて、事業の拡大を図ってまいります。

- ・経費の削減

当社は、当社事業の強みを確保した上で、引き続き、外注費等の売上原価、販売費及び一般管理費の削減に努め収益性の改善に注力してまいります。

(5) **主要な事業内容** (2025年3月31日現在)

事業区分	事業内容
メディア事業	ネイティブ動画広告・イベント開催・動画作成などの「広告サービス」及び「インフルエンサー事業」及び「Lemon Square」の運営を行っております。
海外事業	メディア事業とeコマース事業で展開する各種サービスを海外向けに展開を行っております。

(6) **主要な事業所** (2025年3月31日現在)

本社	東京都港区南青山7丁目1番5号 コラム南青山7F
----	--------------------------

(7) **使用人の状況** (2025年3月31日現在)

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
メディア事業	32 (28) 名	10名減 (6名増)
全社 (共通)	15 (10)	1名増 (2名増)
合計	47 (38)	9名減 (8名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の( )は臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む)は年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、当社の特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) **主要な借入先の状況** (2025年3月31日現在)

借入先	借入金の種類	借入残高(千円)
株式会社日本政策金融公庫	長期借入金	300,000
さわやか信用金庫	長期借入金	100,000
株式会社きらぼし銀行	長期借入金	40,000

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 28,722,000株  
 (3) 株主数 41名  
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ソ フ ト バ ン ク 株 式 会 社	8,325,000株	28.98%
森 川 亮	6,150,000	21.41
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合 無 限 責 任 組 合 員 ジャフコグループ株式会社	2,550,000	8.88
三 枝 孝 臣	2,150,000	7.49
ト ラ ン ス ・ コ ス モ ス 株 式 会 社	1,340,000	4.67
L C F u n d V I I , L . P .	990,000	3.45
B Dash Fund 2号投資事業有限責任組合 無 限 責 任 組 合 員 B Dash Ventures株式会社	640,000	2.23
MSIVC2016V投資事業有限責任組合 無 限 責 任 組 合 員 三井住友海上キャピタル株式会社	572,000	1.99
株 式 会 社 ア イ ス タ イ ル	480,000	1.67
グリーキャピタルマネジメント株式会社	480,000	1.67
株 式 会 社 ブ ラ ン ジ ス タ	480,000	1.67
株 式 会 社 M A K コ ー ポ レ ー シ ョ ン	480,000	1.67

- (注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。  
 2. 上記大株主の状況に記載の当社代表取締役社長森川亮の所有株式数は、本人が株式を保有する資産管理会社のONE STEP株式会社が保有する株式数5,950,000株 (20.72%) を含めた実質所有株式数を記載しております。  
 3. 上記大株主の状況に記載の三枝孝臣の所有株式数は、本人が株式を保有する資産管理会社の株式会社IWA Iが保有する株式数1,600,000株 (5.57%) を含めた実質所有株式数を記載しております。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 4 回 新 株 予 約 権	第 9 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2016年6月22日	2018年3月27日
新 株 予 約 権 の 数		25個	15個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 25,000株 (新株予約権 1 個につき 1,000株)	普通株式 15,000株 (新株予約権 1 個につき 1,000株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個あたり 450,000円 (1 株あたり 450円)	新株予約権 1 個あたり 700,000円 (1 株あたり 700円)
権 利 行 使 期 間		2019年7月1日から 2026年5月31日まで	2020年4月1日から 2027年3月31日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 25個 目的となる株式数 25,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 1名

		第10回新株予約権
発行決議日		2018年3月27日
新株予約権の数		10個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 700,000円 (1株当たり 700円)
権利行使期間		2020年4月1日から 2027年3月31日まで
行使の条件		(注) 2
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名

(注) 1. 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。

2. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。また、新株予約権の一部行使はできない。

(2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

①新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

(2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	森 川 亮	ONE STEP株式会社 代表取締役 エム管理株式会社 代表取締役 PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA 取締役 合同会社NEXT FUTURE 代表社員 上海露倩網絡信息有限公司 総経理CEO・董事長・法定代表人 上海露倩广告有限公司 総経理CEO・執行董事・法定代表人
取 締 役	丹 羽 歩	PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA 代表取締役
取 締 役	武 藤 崇 雄	なし
取 締 役	遠 藤 禎 士	上海露倩網絡信息有限公司 監事 上海露倩广告有限公司 監事
取 締 役	榛 葉 淳	福岡ソフトバンクホークス株式会社 取締役 S Bパワー株式会社 取締役 ソフトバンク株式会社 代表取締役副社長執行役員兼C OO S Bペイメントサービス株式会社 代表取締役社長兼C EO PayPay株式会社 取締役 Bホールディングス株式会社 取締役
取 締 役	朴 俊 成	Legend Capital Management Co., Ltd. Co-CIO.
取 締 役	三 神 正 樹	なし

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	小 田 玄 紀	株式会社ビットポイントジャパン 代表取締役 有限会社ソーシャルベンチャーキャピタルアソシエーション 代表取締役 一般社団法人日本暗号資産取引業協会 代表理事 SBI Ripple Asia株式会社 取締役 SBI R3 Japan株式会社 取締役 SBIクリプトアセットホールディングス株式会社 代表取締役副会長 JSMCホールディングス株式会社 取締役 B2C2 LTD 取締役
取 締 役	角 田 耕 一	株式会社INFORICH 取締役
常 勤 監 査 役	石 井 龍 夫	なし
監 査 役	上 野 亨	株式会社うえる 代表取締役 株式会社SFIDA X 取締役 株式会社Payment Technology 代表取締役 株式会社ラフル 取締役 ベース株式会社 取締役 株式会社フォーシス アンド カンパニー 取締役
監 査 役	椎 名 茂	株式会社ミクニ 取締役 株式会社ホットリンク 取締役 株式会社TAKARA & COMPANY 取締役 マーヴェリック株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役榛葉淳氏、取締役朴俊成氏、取締役三神正樹氏、取締役小田玄紀氏及び取締役角田耕一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役石井龍夫氏、監査役上野亨氏及び監査役椎名茂氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2023年6月23日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2023年6月23日開催の定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 取締役武藤崇雄氏は、2025年3月31日をもって取締役を辞任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役の榛葉淳氏、朴俊成氏、三神正樹氏、小田玄紀氏及び角田耕一氏並びに監査役の石井龍夫氏、上野亨氏及び椎名茂氏との間で、会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を締結しており、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負うこととしております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役及び当社監査役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を、一定の条件の下に補填することとしております。なお、保険料は当社が全額負担しております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (3)	56,036千円 (10,800)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	10,800 (10,800)
合 計 (うち社外役員)	10 (6)	66,836 (21,600)

- (注) 1. 上表には、2025年3月31日をもって辞任した取締役1名を含んでいます。また、無報酬の取締役2名(うち社外取締役2名)が除かれております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第6回定時株主総会において、年間総額2億2千万円以内(うち社外取締役分は年間総額2千万円以内)と決議いただいております。なお、取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人としての給与は含んでおりません。また、取締役に対して、年間総額1億円以内(うち社外取締役分は年間総額1千万円以内)の範囲でストック・オプションとしての新株予約権を無償で割り当てると決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2018年6月29日開催の第4回定時株主総会において、年間総額5千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。
5. 当社の役員の報酬等につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役については取締役会で、監査役については監査役協議によりそれぞれ決定しております。
6. 取締役会は、代表取締役森川亮に対し各取締役会の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

#### (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役榛葉淳氏は、福岡ソフトバンクホークス株式会社、S B パワー株式会社、PayPay株式会社及びBホールディングス株式会社の取締役、ソフトバンク株式会社の代表取締役副社長執行役員兼COO、S B ペイメントサービス株式会社の代表取締役社長兼CEOであります。ソフトバンク株式会社は当社の大株主であります。当社とその他の各兼務先との間には特別の関係はありません。
  - 取締役朴焄成氏は、Legend Capital Management Co., Ltd.のCo-CIO.であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - 取締役小田玄紀氏は、SBIクリプトアセットホールディングス株式会社の代表取締役副会

長、有限会社ソーシャルベンチャーキャピタルアソシエーション及び株式会社ビットポイントジャパンの代表取締役、一般社団法人日本暗号資産取引業協会の代表理事、SBI Ripple Asia株式会社、SBI R3 Japan株式会社、JSMCホールディングス株式会社及びB2C2 LTDの取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・取締役角田耕一氏は、株式会社INFORICHの取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役上野亨氏は、株式会社うえる及び株式会社Payment Technologyの代表取締役、株式会社SFIDA X、株式会社ラフル、ベース株式会社及び株式会社フォーシス アンド カンパニーの取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役椎名茂氏は、株式会社ミクニ、株式会社ホットリンク及び株式会社TAKARA & COMPANYの取締役、マーヴェリック株式会社の代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 榛 葉 淳	当事業年度に開催された取締役会20回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。また、ソフトバンク株式会社の代表取締役としての見地から、当社の経営戦略における監督機能を主導しております。
取締役 朴 煥 成	当事業年度に開催された取締役会20回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。また、経営者・投資家の見地から、中国市場に関する情報提供や当社の中国事業に対する助言・提言を行っております。
取締役 三 神 正 樹	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、デジタルマーケティングに関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、マーケティング戦略等の観点から適宜助言を行うなど社外取締役として期待される役割・責務を十分に発揮しております。
取締役 小 田 玄 紀	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。また、事業再生に関する豊富な経験、課題発見と解決策のセッティングにおける深い知見において、助言・指導を行っております。
取締役 角 田 耕 一	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、金融業界及び企業財務における経験・知見に基づき、当社グループの経営に関して適宜助言・指導を行うなど社外取締役として期待される役割・責務を十分に発揮しております。

	出席状況及び発言状況
監査役 石 井 龍 夫	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。常勤監査役として取締役会の妥当性、適正性の助言、提言を行っております。また、監査役会において、監査意見の形成のための必要な発言を適宜行っております。
監査役 上 野 亨	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。様々な企業での顧問就任やコンサルティングにおける豊富な経験に基づき、取締役会の妥当性、適正性の助言、提言を行っております。また、監査役会において、監査意見の形成のための必要な発言を適宜行っております。
監査役 椎 名 茂	当事業年度に開催された取締役会20回の全て及び監査役会12回のうち10回に出席いたしました。経営コンサルタント及びグローバル企業における経営者としての豊富な経験やM&Aや情報技術に関する幅広い知見に基づき、取締役会の妥当性、適正性の助言、提言を行っております。また、監査役会において、監査意見の形成のための必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwC Japan有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査（株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査）の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、経営理念に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
- (2) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (3) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を遂行する。
- (4) 「コンプライアンス規程」その他社内規則に基づき、法令順守の意識のもと、適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督し、問題があった場合には「就業規則」に則り適正に処分する。
- (5) 業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査役監査、会計監査人監査等の実施により確認する。
- (6) 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体等からの不当な要求には法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社の取締役は、「文書管理規程」その他の社内規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録等の職務執行に係る重要な文書（電磁的媒体によるものを含む）を、適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。
- (2) 当社は、パソコン、データ、ネットワーク等、各種情報のインフラに対して内外からの脅威が発生しないよう、適切な保護対策を実施する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、「リスク・コンプライアンス規程」を策定し、当該規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。
- (2) コンプライアンスリスク、情報システムリスク、信用リスクその他様々なリスクに対処するため、各種の社内規程・マニュアルの整備及び見直しを行う。

- (3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損失・被害の拡大を防止し、これを最小限に留めるための体制を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社の取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。
- (2) 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、手続きの詳細については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」その他社内規則に定めるところによる。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社グループの事業運営を実施するものとし、主要な子会社及び関係会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導・支援・モニタリングを行う。
- (2) 「リスク・コンプライアンス規程」その他関連規程・規則に基づき、当社グループにおける業務活動が法令順守の意識のもと行われる体制とする。
- (3) 子会社の管理は、経営企画部が行うものとし、必要に応じて取締役又は監査役として当社の取締役、監査役又は使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役が必要とした場合、監査役と協議の上、監査役の職務を補助する使用人を合理的な範囲で配置するものとする。
- (2) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性を確保するものである。
- (3) 当該使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示にのみ従うものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役及び使用人は、法令・定款違反行為、不正行為その他当社の業務又は業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査役に都度報告する。なお、監査役は、いつでも必要に応じて取締役及びその他使用人に対して報告を求めることができる。
  - (2) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるようにする。
  - (3) 上記(1)及び(2)の報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないことを規定し、その旨の周知徹底を行う。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、内部監査と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
  - (2) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人等に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。
  - (3) 監査役が職務を執行する上で必要となる費用について会社に請求を行った場合は、監査の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、会社は所定の手続きに従い、これに応じるものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### 1. 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当がモニタリングし、改善を進めております。

### 2. コンプライアンス

当社は、当社及び子会社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

### 3. リスク管理体制

リスク・コンプライアンス委員会において、リスク管理項目と担当部門を設定し、当該リスクの管理状況の確認と情報共有を行っております。

### 4. 内部監査

内部監査担当が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>713,060</b>	<b>流動負債</b>	<b>534,361</b>
現金及び預金	217,585	買掛金	106,560
売掛金	283,356	未払金	75,380
商 品	74,274	1年以内返済予定の長期借入金	312,676
仕 掛 品	1,714	1年以内償還予定の社債	5,000
前 払 費 用	58,741	未 払 費 用	1,553
そ の 他	81,235	未 払 法 人 税 等	3,294
貸倒引当金	△3,846	前 受 金	13,802
<b>固定資産</b>	<b>165,545</b>	預 り 金	16,088
<b>有形固定資産</b>	<b>30,770</b>	そ の 他	6
建 物	30,758	<b>固定負債</b>	<b>219,829</b>
工具、器具及び備品	12	社 債	67,900
<b>無形固定資産</b>	<b>114,845</b>	長 期 借 入 金	127,324
ソフトウェア	114,845	繰 延 税 金 負 債	5,237
<b>投資その他の資産</b>	<b>19,929</b>	資 産 除 去 債 務	18,527
関係会社株式	0	そ の 他	841
出 資 金	100	<b>負債合計</b>	<b>754,191</b>
関係会社長期貸付金	80,938	<b>(純資産の部)</b>	
そ の 他	61,328	<b>株 主 資 本</b>	<b>119,414</b>
貸倒引当金	△122,437	資 本 金	10,000
<b>資産合計</b>	<b>878,606</b>	資 本 剰 余 金	1,959,748
		資 本 準 備 金	1,959,748
		利 益 剰 余 金	△1,850,333
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,850,333
		繰 越 利 益 剰 余 金	△1,850,333
		新 株 予 約 権	5,000
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>124,414</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>878,606</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,684,299
売上原価	879,223
売上総利益	805,076
販売費及び一般管理費	859,170
営業損	54,093
営業外収益	
受取利息	208
受取配当金	2
業務受託料	200
その他	73
<b>営業外費用</b>	<b>484</b>
支払利息	7,852
貸倒引当金繰入額	8,694
為替差損	5,976
支払手数料	2,894
その他	0
<b>経常損</b>	<b>79,026</b>
特別利益	
新株予約権戻入益	3,750
関係会社株式売却益	170,000
特別損失	
関係会社株式評価損	16,499
税引前当期純利益	78,223
法人税、住民税及び事業税	3,326
法人税等調整額	△285
当期純利益	75,183

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計			
			繰越利益 剰余金					
当期首残高	10,000	1,959,748	1,959,748	△1,925,517	△1,925,517	44,231	8,750	52,981
当期変動額								
当期純利益	-	-	-	75,183	75,183	75,183	-	75,183
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	△3,750	△3,750
当期変動額合計	-	-	-	75,183	75,183	75,183	△3,750	71,433
当期末残高	10,000	1,959,748	1,959,748	△1,850,333	△1,850,333	119,414	5,000	124,414

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産
  - ・商品 月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
  - ・仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具器具備品 3年～15年

##### ② 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ・貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### ① メディア事業

メディア事業については、主に広告サービス、インフルエンサーマーケティングサービスであります。

主な履行義務は、顧客からの依頼に基づいて広告動画を作成し、メディアへ出稿することです。

広告サービスに関しては、主にメディアへの出稿や動画等の納品がなされた時点で、インフルエンサーマーケティングサービスに関しては、主にインフルエンサーのメディアへの投稿により、当社の履行義務が充足されることから当該時点で収益及び費用を認識しております。当該事業は、代理人としての性質が強いと判断されるものを除き収益及び費用を総額表示しております。

なお、通常の支払期限は納品後又は投稿後2か月以内です。

##### ② 海外事業

海外事業については、主に中国における越境EC等です。顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。当該事業は、代理人としての性質が強いと判断されるものを除き収益及び費用を総

額表示しております。売上時に顧客にポイントが付与される場合は別個の履行義務として認識し、追加的な財又はサービスが顧客に移転した時点、又はその行使期限が終了した時点で収益を認識しております。  
なお、通常の支払期限は顧客に財又はサービスが移転した時点から2か月以内です。

- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式	0千円
関係会社株式評価損	47,500千円

## 5. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 7,122千円

(2)関係会社に対する金銭債権、債務(区分表示したものを除く)は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	69,894千円
② 長期金銭債権	22,029千円
③ 短期金銭債務	6,223千円
④ 長期金銭債務	841千円

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は次のとおりであります。

営業取引による取引高

仕入高	3,159千円
販売費及び一般管理費	37,131千円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	28,722,000株
------	-------------

(2)当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	一株
------	----

(3)当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

普通株式	454,000株
------	----------

## 8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余資は預金の安全性の高い金融資産で運用し、投機的取引やデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

貸付金は、その未回収分につき、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

未払法人税等は法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、全て1年以内に納付期日が到来します。

借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（為替の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての債権債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、定期的に把握し、管理しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署の報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持するなど流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 関係会社長期貸付金	80,938		
貸倒引当金（※2）	△80,938		
	—	—	—
資 産 計	—	—	—
(1) 社 債（※3）	72,900	71,976	△923
(2) 長期借入金（※4）	440,000	437,440	△2,559
負 債 計	512,900	509,416	△3,483

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金及び未払法人税等は、短期で決済されるものであるため、時価は簿価と近似していることから、記載を省略しております。

(※2) 関係会社長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 1年内償還予定の社債を含めております。

(※4) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

負債

(1)社債

社債の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引い

た現在価値により算定しております。

(2)長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	0

## 9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金負債の発生の主な原因は資産除去債務に対する固定資産であります。

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.8%から34.7%に変更し計算しております。

なお、当該税率変更による財務諸表への影響は軽微であります。

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

### ①子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	PT CCHANNEL M E D I A INDONESIA	所有 直接 59.5%	営業取引 資金の貸付 役員の兼任	業務の委託 (注1・注2)	15,000	長期 未収入金	22,029
				資金の貸付 (注2・注3)	-	関係会社 長期貸付金	80,938
子会社	上海露倩網絡 信息有限公司	所有 直接 100%	EC運営委託 役員の兼任	業務の委託 (注1)	40,291	買掛金	2,985
				資金の貸付 (注4)	26,150	未払金	3,237
						短期貸付金	25,737

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 業務の委託については双方の合意に基づく価格により決定しております。

(注2) PT CCHANNEL MEDIA INDONESIAへの長期未収入金及び関係会社長期貸付金に対し、102,968千

円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において8,694千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(注3) PT CCHANNEL MEDIA INDONESIAへの資金の貸付について、担保は受け入れておりません。

(注4) 上海露倩網絡信息有限公司への資金の貸付について、担保は受け入れておりません。

## ②役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 個人主要株主	森川亮	(被所有) 21.41%	当社代表取締役	債務被保証	当社金融機関借入に対する債務被保証 (注)	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社は金融機関借入100,000千円(当初借入額)に対して、主要株主及び代表取締役社長である森川亮より債務保証を受けております。

なお、保証料の支払は行っておりません。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 4円16銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 2円62銭 |

## 12. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報については「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 13. 重要な後発事象に関する注記

(多額な資金の借入)

当社は、2025年8月4日に開催された臨時取締役会において、運転資金の確保を目的として取引金融機関より以下の借入を行うことを決議し、同年10月に実行する予定であります。

- |         |                       |
|---------|-----------------------|
| ①借入金額   | 300百万円                |
| ②借入実行日  | 2025年10月(予定)          |
| ③借入期間   | 5年間(2025年12月より毎月返済予定) |
| ④担保等の有無 | 無                     |

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年8月7日

C Channel株式会社  
取締役会 御中

### PwC Japan有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浦上卓也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山下大輔

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、C Channel株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法にて監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月7日

C Channel株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 石井 龍 夫 ㊟

非常勤監査役（社外監査役） 上野 亨 ㊟

非常勤監査役（社外監査役） 椎名 茂 ㊟

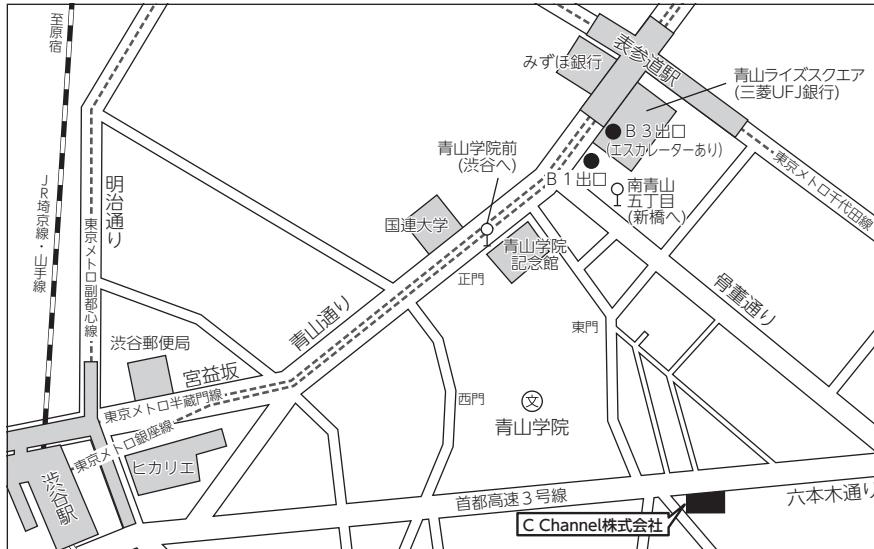
以 上





# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区南青山七丁目1番5号  
コラム南青山7階  
TEL 03-6453-6893



交通 JR渋谷駅 東口より 徒歩15分  
東京メトロ 表参道駅 徒歩9分  
青山学院中等部前バス停すぐ

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。